

〒107-0052 東京都港区赤坂3-20-6日住金赤坂ビル3階
電話：03(3584)2211
FAX：03(3584)2227

新東京法律会計事務所

FAX

送信先：株式会社財界展望新社
永野敏行様

発信元：新東京法律会計事務所
弁護士 佐藤博史

FAX：03-3294-5677

日付：2002年10月9日

電話：

枚数：6枚（本送信表を含む）

用件：増田俊男氏の件

至急！ ご参考まで ご確認ください ご返信ください ご回覧ください

増田氏の件に関し、示談書案等をFAX送信させていただきます。

なお、示談書の署名は、会社を除き、自署でお願いします（つまり、津田も示談の場に同席し、謝罪文に自ら署名をお願いします。）。

以上、よろしくお願ひします。

用件のみにて失礼します。

以上

2002年10月9日

株式会社財界展望新社
編集長 永野敏行 様
Fax : 03-3294-5677

請求人 増田俊男
同 サンラ・ワールド株式会社
請求人ら代理人 弁護士 佐藤博史



冠省 貴社発行の『財界展望』(以下、貴誌)2002年9月号(通巻568号、平成14年8月1日発行)に掲載された『出資法違反も疑われる有名評論家増田俊男氏が集めた「40億円」』と題する記事(以下、本件記事)に関し、以下のとおり請求します。

すなわち、貴殿と当職とは、本日まで、本件記事に関し、①謝罪広告の掲載、②貴誌2002年9月号のバックナンバーの取り扱い、③請求人らの慰謝料の金額、④本件記事の執筆者津田哲也氏(以下、津田氏)の謝罪方法について、交渉を重ねてきました。

その結果、①については、既に平成14年8月1日発行の貴誌2002年11月号に謝罪広告が掲載されて解決済みで、②についても、今後、貴社がバックナンバーを販売しないことで合意しています。

残された問題は、③の慰謝料金額及び④津田氏の謝罪方法ですが、③の慰謝料金額については、請求人らの100万円の請求に対し、貴殿から50万円に減額して欲しい旨の要望がありましたので、この点については、50万円の慰謝料金額で合意しようと考えています(請求人らは、当初、5000万円の損害賠償請求を予定していたことからすれば、大幅な譲歩です。)

しかし、④津田氏の謝罪については、貴殿から提案のあった謝罪文の案は、「今後は、どのような対象にせよ、事実確認を徹底し、取材・執筆に務めていく所存です」とするなど、請求人らに対する今後の挑戦とも受け取れる内容の文面であり、津田氏の本件記事の執筆者としての真摯な反省態度を示すものとは到底言えません。

そこで、請求人らは、津田氏に対し、別紙謝罪文案のとおり謝罪を請求します。

請求人らは、津田氏が請求人らの請求に応じられる場合には、別紙示談書案のとおり、貴社、貴殿に加えて、津田氏を含めた示談を考えています。

しかし、津田氏が請求人らの請求に誠実に応じられない場合には、請求人らは、津田氏との示談交渉を打ち切り、同人に対し、断固として訴訟を提起する所存です。

以上の次第ですので、貴社及び津田氏の回答を、平成 14 年 10 月 15 日までに書面でご回答下さい（ファクシミリ送信で結構です）。

用件のみにて失礼します。

敬具

(別紙示談書案)

示 談 書

増田俊男（以下、甲）及びサンラ・ワールド株式会社（以下、乙）は、株式会社財界展望新社（以下、丙）、同編集長永野敏行（以下、丁）及び津田哲也（以下、戊）との間で、本日、以下のとおり、示談した。

- 1 丙、丁及び戊は、甲及び乙に対し、丙の発行にかかる『財界展望』2002年9月号（通巻568号、平成14年8月1日発行）に『出資法違反も疑われる有名評論家増田俊男氏が集めた「40億円」』と題する事実と反する記事を執筆・掲載し、甲及び乙の名誉と信用を著しく毀損したことを衷心から陳謝する。
- 2 甲及び乙は、丙、丁及び戊の謝罪を衷心からのものと認め、これを宥恕する。
- 3 丙は、今後、第三者に対して『財界展望』2002年9月号のバックナンバーを販売しないことを確約し、これに違反した場合、丙は、甲に対し、損害金として、その行為の都度、金10万円を支払う。
- 4 丙、丁及び戊は、連帯して、甲及び乙に対し、慰謝料として、合計50万円を支払うものとし、本日、これを支払い、甲及び乙は、これを受領した。
- 5 甲、乙、丙、丁及び戊は、本件が話し合いにより円満に解決し、本件につき、互いに何らの債権債務のないことを確認する。

本示談成立の証として、本書面を5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が各1通ずつこれを所持する。

2002年10月 日

〒107-0052 東京都港区赤坂三丁目20番6号
日住金赤坂ビル3階

新東京法律会計事務所

電話 03-3584-2211

FAX 03-3584-2227

(甲) 増田俊男,

(乙) サンラ・ワールド株式会社

代理人弁護士 佐藤博史

(丙)

(丁)

(戊)

(別紙謝罪文)

増田 俊男 様
サンラ・ワールド株式会社 様

拝啓 私が『投資の神様』は本当か? 出資法違反も疑われる有名評論家増田俊男氏が集めた『四〇億円』と題して執筆し、「財界展望」2002年9月号に掲載された貴殿らに関する記事は、貴殿らの名誉・社会的信用を著しく毀損するものでしたが、全て誤りでした。

ことに貴殿らから何が真実であるかを事前に知らされていながら、事実と反する記事を執筆したことについては、弁明のしようもありません。

貴殿ら及び関係者に対し、多大のご迷惑をお掛けしたことを衷心からお詫びします。

今後は、二度と貴殿らの名誉を毀損する記事を執筆しないことをお約束するとともに、貴殿らのますますの発展をお祈り申し上げます。 敬具

2002年10月 日

(津 田 哲 也)